

③野菜等銘柄産地育成価格安定対策事業業務方法書の改正について

<改正理由及び内容>

山形県の実施要領が改正されたことに伴い、関係条文を追加する。

- ・収入保険加入等による数量変更に対する負担金返戻の条文化：(第26条の2の(5))

新

第1条～第25条 (略)

(負担金の返戻)

第26条 本会は、業務対象年間の期間中は、負担金を返戻しないものとする。

2 本会は、前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合において、当該各号に係る1号会員及び2号会員から申出があったときは、当該各号に掲げる金額を当該1号会員及び2号会員に対して返戻するものとする。

- (1) 業務方法書の変更があった場合において、第10条第1項の規定による申込みをする1号会員及び2号会員が変更前の業務方法書の規定により業務区分ごとに納入した金額に相当する金額(第19条の規定により生産者補給交付金の交付を受けた場合にあつては、この額から会長理事が定める金額を控除した金額。以下この号において同じ。)から、変更後の業務方法書の規定により業務区分ごとに負担すべき金額を控除してなお残額があるとき、当該残額。
- (2) 業務方法書の変更があった場合において、第10条第1項の規定により申込みをしない1号会員及び2号会員が、変更前の業務方法書の規定により業務区分ごとに納入した金額に相当する金額があるとき、当該納入した金額に相当する金額。
- (3) 定款第12条第1項又は第13条第1項の規定により、会員の資格を喪失した場合において、当該喪失に係る1号会員及び2号会員が第12条第4項の規定により納入した負担金の額に相当する金額があるとき、当該納入した負担金に相当する金額。
- (4) 第9条の2の規定により、生産者補給交付金の交付に関する申込みの解除を行った場合において、当該解除に係る1号会員及び2号会員が第12条第4項の規定により納入した負担金の額に相当する金額があるとき、当該解除に該当する負担金に相当する金額。
- (5) 第10条第1項の規定により、生産者補給交付金の交付に関する申込みの変更を行った場合において、業務区分ごとに納入した金額に相当する金額から、業務区分ごとに負担すべき金額を控除してなお残額があるとき、当該残額。

第27条～第29条 (略)

附 則

- 1 この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行する。

新

第1条～第25条 (略)

(負担金の返戻)

第26条 本会は、業務対象年間の期間中は、負担金を返戻しないものとする。

2 本会は、前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合において、当該各号に係る1号会員及び2号会員から申出があったときは、当該各号に掲げる金額を当該1号会員及び2号会員に対して返戻するものとする。

- (1) 業務方法書の変更があった場合において、第10条第1項の規定による申込みをする1号会員及び2号会員が変更前の業務方法書の規定により業務区分ごとに納入した金額に相当する金額（第19条の規定により生産者補給交付金の交付を受けた場合にあつては、この額から会長理事が定める金額を控除した金額。以下この号において同じ。）から、変更後の業務方法書の規定により業務区分ごとに負担すべき金額を控除してなお残額があるとき、当該残額。
- (2) 業務方法書の変更があった場合において、第10条第1項の規定により申込みをしない1号会員及び2号会員が、変更前の業務方法書の規定により業務区分ごとに納入した金額に相当する金額があるとき、当該納入した金額に相当する金額。
- (3) 定款第12条第1項又は第13条第1項の規定により、会員の資格を喪失した場合において、当該喪失に係る1号会員及び2号会員が第12条第4項の規定により納入した負担金の額に相当する金額があるとき、当該納入した負担金に相当する金額。
- (4) 第9条の2の規定により、生産者補給交付金の交付に関する申込みの解除を行った場合において、当該解除に係る1号会員及び2号会員が第12条第4項の規定により納入した負担金の額に相当する金額があるとき、当該解除に該当する負担金に相当する金額。

(新規)

第27条～第29条 (略)